

大阪労働局発表  
令和4年8月4日（木）

【照会先】  
大阪労働局 労働基準部 賃金課  
（電話）06（6949）6502

## 大阪府最低賃金を31円引上げ 時間額1,023円に

大阪府最低賃金審議会（会長：服部良子）は、大阪労働局長（木原亜紀生）に対し、大阪府最低賃金を31円引き上げ、時間額1,023円に改正することが適当であるとの答申を行いました。

1 大阪府最低賃金審議会は、本年7月6日に大阪労働局長から、大阪府下の全労働者に適用される「大阪府最低賃金」（地域別最低賃金）の改正についての諮問を受け、審議を重ねた結果、8月4日、現行の最低賃金額992円から31円引き上げ（引上げ率3.1%）、1,023円に改正することが適当であるとの答申を行いました。

効力発効の日は、令和4年10月1日の予定です。

2 この「31円」の引上げ額は、中央最低賃金審議会の「令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」において示された目安どおりの金額です。

3 大阪労働局としては、この答申を踏まえ、本年度の大阪府最低賃金の改正に係る手続きを進めてまいります。

令和4年8月4日

大阪労働局長  
木原 亜紀生 殿

大阪地方最低賃金審議会  
会 長 服部 良子

大阪府最低賃金の改正決定について（答申）

本審議会は、令和4年7月6日付け大労発基0706第1号をもって貴職から諮問のあった大阪府最低賃金の改正決定について、設置した専門部会において、公労使代表委員が「労働者の生計費」、「賃金」、「通常の事業の賃金支払能力」という三要素を踏まえて審議を行った。大阪の状況を概観するとともに、「新しい資本主義実行計画工程表並びに経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）に配慮し、中央最低賃金審議会の目安に関する公益委員見解を参酌し、各種資料、最低賃金に関する実態調査、参考人からの意見聴取、事業場実地視察（オンライン）等の結果を参考に、同部会において、消費者物価、企業物価の上昇の影響、最低賃金の地域間格差の是正、女性及び有期雇用・短時間労働者等の処遇改善等を十分に考慮し、慎重に審議を重ねたが、労使の意見の一致に至らず、公益見解への一任による全会一致をもって、別紙のとおりとする結論に達したのでここに答申する。

なお、今回の答申に当たっては、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性が、労使共通の認識であり、大阪府最低賃金の改正が長引くコロナ禍や原材料費等の高騰といった企業経営を取り巻く環境、とりわけ中小企業・小規模事業者の賃金支払能力に与える影響を踏まえ、関係省庁が連携して、生産性向上に向けた設備投資の更なる支援や取引条件の改善等以下の支援策の早急な実施を政府に強く求める。

- ① 賃金引上げに見合った助成金の給付等業務改善助成金をはじめとする施策について更なる特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことはもとより、直接的な新たな支援策の実施、周知広報及び給付体制を構築すること
- ② 下請取引の適正化については、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）及び「取引適正化に向けた5つの取組」（令和4年2月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保

できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な価格転嫁に向けた環境整備を行うこと

また、大阪地方最低賃金審議会の運営について、適切な運営と審議のためリモート会議への対応等の一層の環境整備に努めることを求める。

大阪労働局に対しては、以下のことを要望する。

- ① 大阪府最低賃金の的確な周知広報、履行確保を行うこと
- ② 中小企業等に対する生産性向上等の支援措置については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるように関係省庁と一体となり、利活用の促進、支援に努めること。特に、各種支援策を必要とする中小企業等に対し、効力発効日を踏まえ、効果的な周知広報と一層の利活用を促進すること
- ③ 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、当該業務委託先による最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、行政機関に対して発注時に特段の配慮が行われるよう要請すること
- ④ 下請取引の適正化については、公正な取引慣行の確立、関係法令遵守の徹底を図ること。特に、最低賃金の履行確保の監督を行う1月から3月までの集中取組期間において最低賃金の遵守徹底を図るとともに、賃金の引上げについて適正に実施されるよう、賃金引上げや価格転嫁対策関連の施策の紹介を行うこと
- ⑤ 以上の取組状況については、履行確保の状況及び効果の検証を併せて行い、本審議会において随時報告すること

大 阪 府 最 低 賃 金

- 1 適用する地域  
大阪府の区域内
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 1,023 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
令和4年10月1日

(参考)

1	答申のあった時間額	1, 023円
2	現行の時間額	992円
3	引上げ額	31円
4	引上げ率	3.13%
5	賃金の引上げが必要な労働者数(※1)	約296,000人
6	地域別最低賃金額の推移(別紙)	
7	地域別最低賃金決定の仕組み(別紙)	
8	影響率(※1)(※2)	24.6%

(※1) 令和4年6月分賃金を対象に実施した「最低賃金に関する実態調査」に基づく数字である。なお、調査対象事業所は「製造業」及び「情報通信業」は100人未満、「卸売業、小売業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療、福祉」、「サービス業(他に分類されないもの)」は30人未満の常用労働者を雇用する民営事業所。

(※2) 影響率とは、指定賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合のこと

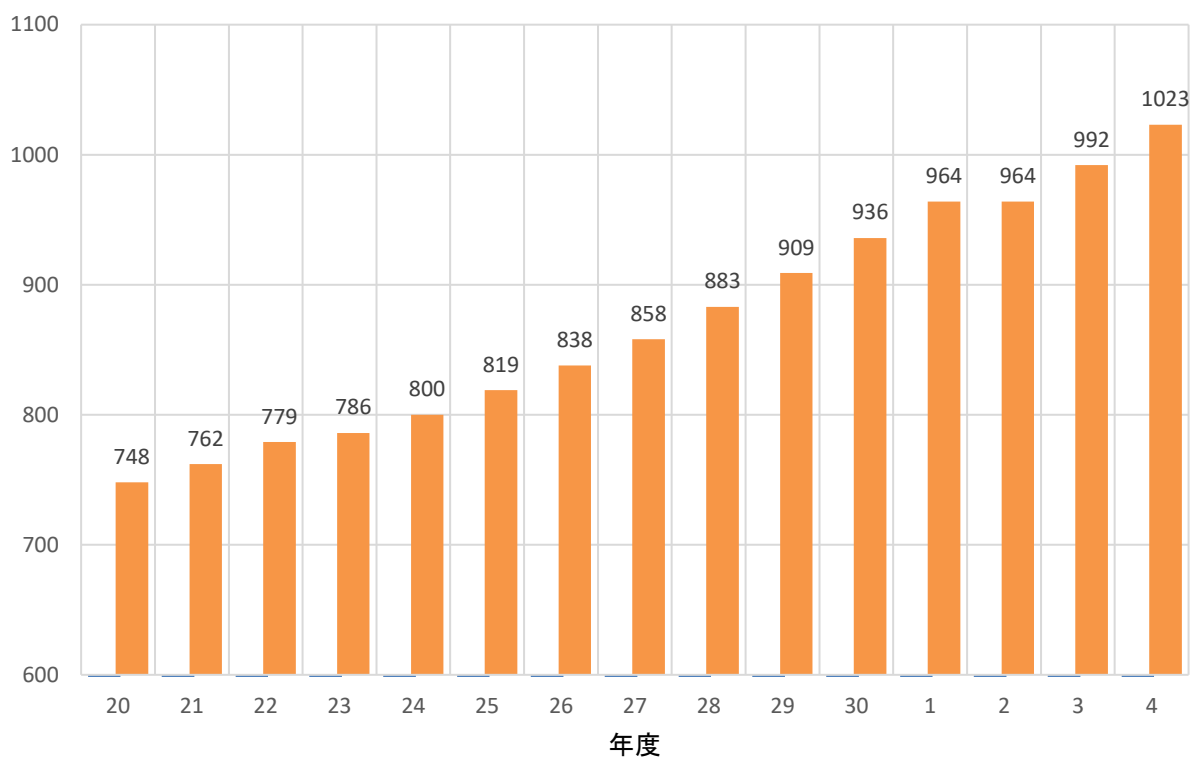
## 地域別最低賃金額の推移

年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
時間額	703円	704円	708円	712円	731円	748円	762円	779円	786円	800円
引上げ額 (時間額)	0円	1円	4円	4円	19円	17円	14円	17円	7円	14円
引上げ率	0%	0.14%	0.57%	0.56%	2.67%	2.33%	1.87%	2.23%	0.90%	1.78%

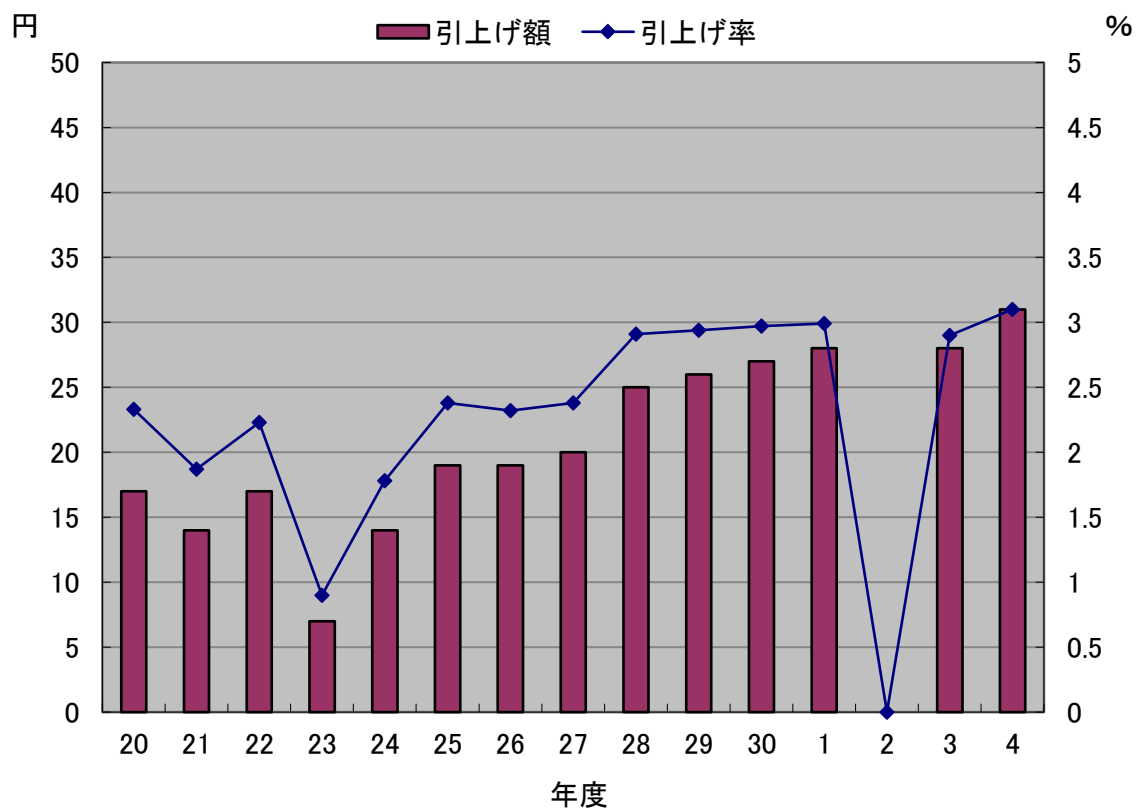
年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
時間額	819円	838円	858円	883円	909円	936円	964円	964円	992円	1,023円
引上げ額 (時間額)	19円	19円	20円	25円	26円	27円	28円	0円	28円	31円
引上げ率	2.38%	2.32%	2.39%	2.91%	2.94%	2.97%	2.99%	0%	2.90%	3.13%

時間額(円)

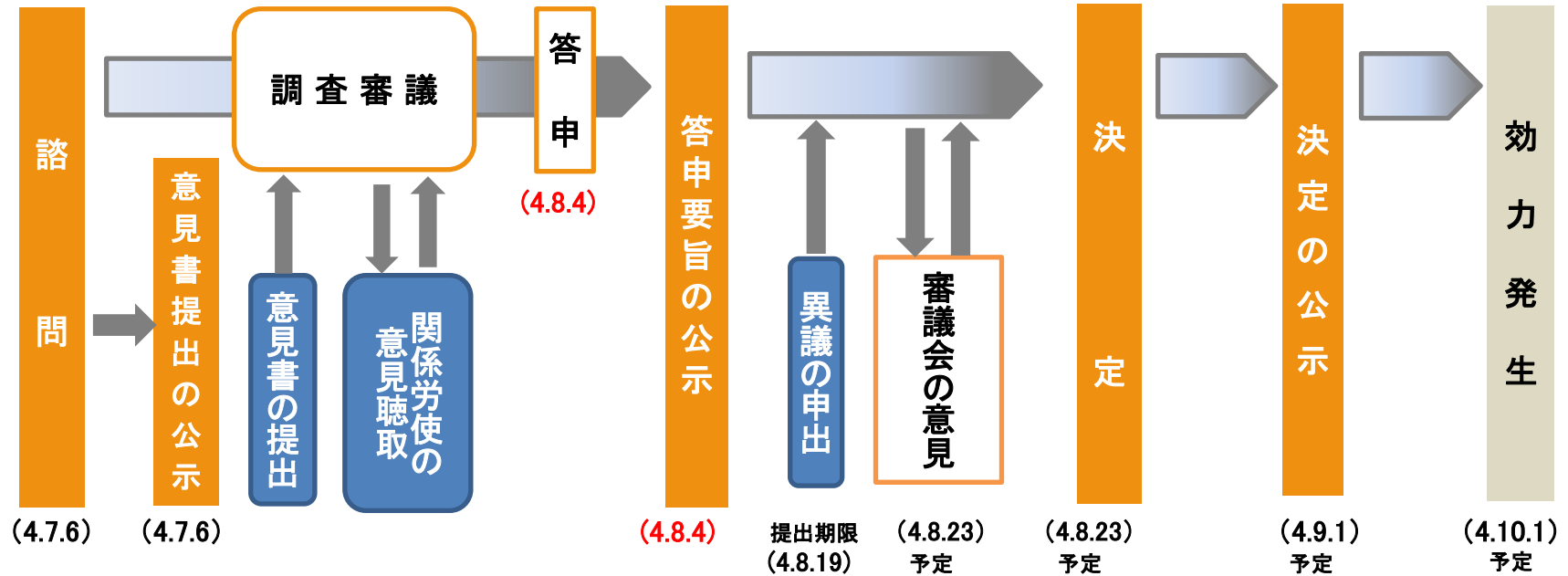
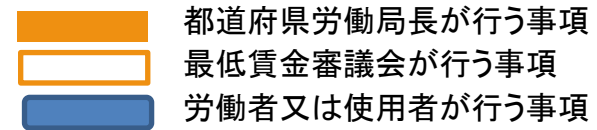
### 大阪府最低賃金(時間額)の推移



### 大阪府最低賃金の引上げ額及び引上げ率の推移



## ■ 最低賃金審議会の調査審議に基づく地域別最低賃金決定の仕組み



(注) 労働者又は使用者が異議を申し出る場合には、異議の内容及び理由を記載した異議申出書を公示のあった日から15日以内(審議会方式による場合)に都道府県労働局長に提出することにより行うこととされている。